警報・注意報発令時の対応

静岡県立韮山高等学校

Ⅰ　自然災害

1　気象災害（注意報・警報が居住地または学校所在地に発令された場合）

<table>
<tr><th colspan="2">情　　報</th><th>授　業</th><th>在宅時</th><th>在校時</th></tr>
<tr><td rowspan="3">注意報</td><td>強　風</td><td rowspan="3">平常授業</td><td rowspan="3">①気象情報や地域の実情等を保護者と相談し、安全に登校できることを確認した上で登校する。
②安全に登校することが困難な場合は、学校に連絡し自宅で待機し、状況を見て登校する。</td><td rowspan="3">①気象情報や地域の実情に応じて、下校することもある。</td></tr>
<tr><td>大　雨</td></tr>
<tr><td>洪　水</td></tr>
<tr><td rowspan="5">警報</td><td rowspan="4">暴　風</td><td>自宅待機</td><td>①午前７時時点で発令されている場合は自宅待機とする。伊東・西海岸等の遠距離は６時とする。ただし、発令されていないが、天候の悪化が予想される場合も同様とする。</td><td rowspan="4">①安全を確認し、下校する。
＜確認事項＞
・気象情報の確認
・交通や道路情報の確認
・保護者送迎の有無
・集団下校の確認
・自転車通学路の安全
・下校途中で帰宅不能の場合の対処方法
②安全に下校することが困難な生徒については、保護者と連絡をとり、学校で待機する場合もある。</td></tr>
<tr><td>休　　校</td><td>②午前 11 時時点で発令されている場合は休校とする。</td></tr>
<tr><td>授　　業</td><td>③午前 11 時以前に警報が解除された場合は、注意報発令時に準じる。ただし、公共交通機関の運転見合わせ等により登校できない場合は引き続き自宅待機とする。</td></tr>
<tr><td>大　雨</td><td rowspan="2">平常授業</td><td rowspan="2">①注意報発令時に準じる。</td><td rowspan="2">①気象情報や地域の実情に応じて、下校することもある。</td></tr>
<tr><td>洪　水</td></tr>
</table>

＊気象災害の特別警戒警報は、暴風警報より上位のため暴風警報に準ずる。

2　地震災害（南海トラフ地震に関連する情報等が居住地または学校所在地に発令された場合）

情　　報	授　業	在宅時	在校時
南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報	平常授業	①通常通り登校する。	①通常通り授業を行う。
南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報	休　　校	①休校とする。 ②授業再開に関する情報は本校ホームページに掲載するとともに緊急メール等を利用し連絡する。	①安全を確認し、下校する。 ②安全に下校することが困難な生徒については、保護者と連絡をとり、学校で待機する場合もある。

３　津波災害（注意報・警報が居住地に発令された場合）

<table>
<tr><th>情　　報</th><th>授　業</th><th>在宅時</th><th>在校時</th></tr>
<tr><td>津波注意報</td><td>平常授業</td><td>①注意報や地域の実情等を保護者と相談し、安全に登校できることを確認した上で登校する。
②安全に登校することが困難な場合は、学校に連絡し自宅で待機し、状況を見て登校する。</td><td>①通常通り授業を行う。部活動は中止する。
②注意報や地域の実情に応じて下校することもある。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(大)津波警報</td><td>自宅待機</td><td>①午前６時時点で発令されている場合は自宅待機とする。
②午前 11 時時点で発令されている場合は引き続き自宅待機とする。</td><td rowspan="2">①原則として、警報が解除されるまで学校で待機する。
②安全に下校することが困難な生徒については、保護者と連絡をとり、学校で待機する場合もある。

＜登下校時＞
海岸、河川から離れ、高台、避難ビルに避難する。</td></tr>
<tr><td>授　　業</td><td>③午前 11 時以前に警報が解除された場合は、津波注意報発令時に準じる。ただし、公共交通機関の運転見合わせ等により登校できない場合は引き続き自宅待機とする。</td></tr>
</table>

＊津波警報で自宅待機となるのは、警報が発令された地域に居住する生徒である。

Ⅱ　全国瞬時警報システム（Ｊアラート）

１　Ｊアラートによる「**ミサイル発射**」の情報発信時

・<u>登校前</u>　**自宅待機とする。**

自宅待機は、その後「**ミサイルが領域外へ落下**」や「**ミサイル通過**」などの情報（登校に影響がでない情報）が発信されるまでの**短時間**とする。

・<u>登下校中</u>　**屋内へ避難する。**

公共交通機関やスクールバスを利用中の場合は、乗務員の指示に従い行動する。

※上記の対応によって、登校が遅れた場合は遅刻としない。

・<u>在校中</u>　**屋内へ避難する。**

その後、安全を確認し教育活動を再開する。

２　Ｊアラートによる「**ミサイル落下**」の情報発信時

・<u>全時間帯</u>　**安全を最優先し、避難行動する。**

必要に応じ臨時休校等の措置をとる。

自治体からの指示があった場合は、指示に従い行動する。